

岩手県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、令和6年10月27日執行の参議院岩手県選出議員補欠選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

令和6年10月10日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

ポスター掲示開始日 令和6年10月10日